

## 行動援護のサービス提供責任者・従業者の資格要件

### 1 サービス提供責任者

行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)修了者で、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有するもの。

### 2 従業者

行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)修了者で、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有するもの。

#### 令和6年3月31日までの経過措置

令和3年3月31日において、以下の資格要件・実務経験を有していた場合、令和6年3月31日までの経過措置があります。

#### 1 サービス提供責任者

居宅介護従業者の要件を満たす者で、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有するもの。

#### 2 従業者

居宅介護従業者の要件を満たす者で、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有するもの。

※経過措置終了までに計画的な研修受講に努めてください。